

## 人ならびに動物研究に関する倫理規定に関して

(社) 全日本鍼灸学会 学術研究部

(社) 全日本鍼灸学会では、人（患者を含む）や動物を用いて行った研究・調査を本学会学術大会に発表する際、以下に示す2つの倫理規定を守ることが望ましいと考えています。また、将来的にはこれらのすべての規定を順守することが、義務づけられる可能性があります。演題登録に際しては、各自必ず倫理規定を遵守しているかを確認した上で登録してください。

### A. 人（患者を含む）を対象とした研究について

人（患者を含む）を用いて研究・調査を行った結果を本学会で発表する場合には、ヘルシンキ宣言に定める倫理規定、厚生労働省の研究に関する指針を遵守している研究・調査のみとします。よって、発表に際してはヘルシンキ宣言と厚生労働省の研究に関する指針を熟読し、倫理的に問題がないもののみを登録してください。

#### ヘルシンキ宣言の概要

1. 被験者（患者）の人権・健康を最優先する
2. 被験者（患者）の自由意志に基づく研究である（参加・離脱の自由を認める）
3. 適切なインフォームドコンセントが行われている
4. プライバシーを保護している
5. 常識の範囲内での医学的研究である

ここに紹介されているヘルシンキ宣言の内容は一部を簡単にまとめたものです。研究の計画に際しては、ヘルシンキ宣言を熟読し、研究を行ってください。

なお、ヘルシンキ宣言の詳細に関しては日本医師会のホームページを参照してください。

<https://www.med.or.jp/doctor/international/wma/helsinki.html>

#### 厚生労働省の研究に関する指針の概要

この指針は、人を対象とする医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的としています。全ての関係者は、次に掲げる事項を基本方針としてこの指針を遵守し、研究を進めなければいけません。

- ① 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
- ② 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
- ③ 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価
- ④ 独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審査
- ⑤ 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
- ⑥ 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- ⑦ 個人情報等の保護
- ⑧ 研究の質及び透明性の確保

上記は厚生労働省の研究に関する指針の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」第1章総則、第1目的及び基本指針の内容です。詳細は厚生労働省のホームページを参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

なお、日常臨床(一般の鍼灸臨床)からの症例報告や症例集積に関しては、ヘルシンキ宣言、厚生労働省の研究に関する指針の内容をすべて遵守する必要はありませんが、「発表することに対して患者から承諾を得る」や「患者のプライバシー保護」など最低限の項目は遵守してください。

#### B. 動物を対象にした研究について

動物に関する倫理規定は、大学や専門学校、研究所などの各研究施設が定める規定に準じることとします。よって、動物を対象とした研究を発表する場合には、各施設で倫理委員会の承認を受けたもののみとします。

不明な点は学術研究部（ [gakujutu@jsam.jp](mailto:gakujutu@jsam.jp) ） までお問い合わせください。